

第65回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

平成28年（2016年）3月22日（火）

午前10時～12時

滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

第65回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

平成28年(2016年)3月22日(火) 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所

滋賀県大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

恩地 典雄	京都精華大学人文学部 教授	交通問題
佐伯 祐二	同志社大学大学院司法研究科 教授	法律
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	社会福祉
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター教授	水問題
谷畑 英吾	滋賀県市長会 相談役	地方行政
丹羽 崇	公募委員	公募委員
畑山 満則	京都大学防災研究所 准教授	防災
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働
安田 智枝美	滋賀県商工会女性部連合会 前副会長	商工業

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(堺井総合政策部長)

(2) 議 題

滋賀県国土利用計画の改定について

(3) その他

(4) 閉会

(1) 開会

挨拶（堺井総合政策部長）

(2) 議題

滋賀県国土利用計画の改定について

○恩地議長

それでは、議事に入りたい。

今日は、年度末ということもあって、いつもより出席者数が少なめだが、お一人お一人から活発なご議論をお願いできればと思う。よろしく願います。

前回の審議会では、基本的条件の変化と課題、基本方針について検討いただいた。まず、これらのまとめについて、事務局から説明をお願いする。

（資料1・2・3-1・3-2により事務局説明）

○恩地議長

前回までの審議会の意見も最大限取り入れながら、課題、基本方針をまとめていただいたが、今の説明について、御意見、御質問等をいただければと思う。どなたからでも御自由に御発言いただければ。

○谷畑委員

まず、資料3-1の1ページ「人口減少社会の到来」のところで、「滋賀県の人口は、平成25年をピークとして減少していると考えられ」とあるが、最初に堺井部長もおっしゃったように、国勢調査の速報値では増えているということなので、ここまで言い切ってしまうっていいのか。

それから、2ページ目の上、総合戦略について触れているが、前回もお話したように、あくまでも総合戦略は施策を取り出したものの中の束であるので、それを上位計画というか、基に据えるのがよいのかというところについて少し疑問がある。

資料3-2の4ページの一番下「複合的な施策の推進と選択的な利用」のところで、「今後すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難になることを想定しておく必要がある」とあるが、おそらく具体策がないのではないかと思う。地域別にどう攻めていくのか。その攻め方を、滋賀県として持つだけの気概というか、責任が表示できるのか。それは、5ページの下にある、全国計画でいえば、(エ)のところに「国土形成計画との連携」というのがあるが、滋賀県計画において県土をどう形成していくかというコンセプトというか、方向性というものを、おそらく示さないであろうと思うので、このあたりの整合をどう取っていくのかというところが少し疑問に思った。

資料3-1の3ページの一番上だが、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線開業とある

が、滋賀県としては、これをプラスに捉えるのか、マイナスに捉えるのか。そして、これをどう位置付けていくのかというのは、非常に悩ましい課題ではないのかと思う。取り上げざるを得ないと思うが、どちらの方向に向いて取り上げていくのかということも、一つの課題ではないかと思う。

それから、4ページ目の真ん中にある「自然環境の悪化と生物多様性の損失」だが、先ほどの説明においては、これを二つに切っておられたような説明であったと記憶している。

ここは、前半の生物多様性の部分と、後半の里山であるとか、こういったところに対する人の手の入り方ということで、違うことを論じているので、小見出しを新たに付けられた方がよいのではないかと思った。

6ページ目、今回は「地方分権の方向性」のところを、今回は「地方自治を取り巻く状況の変化」とタイトルを変えていただいたのだが、こういうタイトルであれば、今、国の向かっている方向が、地方分権ではなく中央集権的な方向に回帰しつつあるというところを押さえる必要があるのかということ少し議論しなくてはならないかなと思った。

それから、資料3-2の2ページ、暮らしと産業を支える基盤づくりだが、先ほどの説明にもあったが、マザー工場化というのが出ている。土地をどういったかたちで利用していくのかということに、マザー工場なのか、あるいは単なる組立工場なのかという区別を、県が誘導できるのかどうかということ。県土利用の基本方針として規定するのかどうか。計画の射程距離の問題だと思うが、国土利用計画が県の政策全般について個別の施策の中にまで関与して、土地利用ということではないところまで書き込む必要があるのかということ少し疑問に思っていたので、この辺の整理が少し必要なのではないかと。

その数行下に観光ブランド「ビワイチ」の推進というところがあるが、この「ビワイチ」自体も、もし載せるのであれば説明も必要。県土利用の方針として観光客の増加を図るといったところまで書き込む必要があるのかということ。

同じように3ページの上の部分で、持続可能な交通体系づくりを目指すということがあるが、これも、県土利用の方向性ということよりは、交通施策としての課題なのかなという気がする。

全国計画との関係だが、例えば、4ページの「安全・安心を実現する国土利用」に、「公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である」と、国は書いているが、その右側の対応する県のところを見ると、「より安全な地域への居住を誘導する取組を進める」ということで、より一歩踏み込んだ表現になっている。

国のように、重要であるということだけを示唆して、その後の具体的な計画につなげていないという書きぶりはあまりよくないと思う。できれば何カ所か、県の主体性として、どういった方向性を向きたいのかということを書いていただいた方がいいと思う。

それから、細かな点ですが、5ページの真ん中の「多様な主体による県土管理」で、「これらの取組は、国等が示す」とあるが、県の計画なので、「県」を入れた方がいいのではない

いか。

○事務局

まず、人口のお話で、平成 25 年がピークだが、国勢調査では増えているということだがこれは、毎年 10 月の推計人口を基にしていて、それが平成 26 年 10 月時点で、これまで増加であったものが減少しているというところ。

25 年 12 月がピークというのは、毎月の推計人口で、それを基に 25 年がピークという数値を出させていただいている。

○清水委員

先ほど「去年の国勢調査」と言われた後に「2,407 人増えています」と言われたが、いつに比べて増えているのか。

○事務局

国勢調査なので、5 年前、平成 22 年ということ。

国勢調査は 5 年ごとなので、先ほど部長はそれをベースにしたお話をさせていただいたと思うが、人口を毎年見ていくと平成 25 年がピーク。

それから、資料 3-1 の 4 ページ、生物多様性の項目分けについては、御指摘いただいたように項目の整理をしたい。

地方自治の部分、資料 3-1 の 6 ページ。御指摘のように、一時期よりは地方分権という声も小さくなっているのかなというところかと思う。今はなかなか細かに申し上げられないので、また研究をさせていただくということをお願いしたい。

資料 3-2、2 ページあたり、ほか全体で御指摘をいただいた、個別の施策にどこまで入っているかという部分については、全国計画も含めて観光客増や農村の活性化ということがあって、私どもとしては、一定、そういう方向性を示しながら、それに資する土地利用というかたちで施策を挙げていくような構造を考えている。ただ、おっしゃるように、私どもとしても、そのあたりのぶれみたいなものをどうしていくかということが課題ではあるため、検討させていただくということでも返事したい。

それから、4 ページ、「重要である」や「取組を進める」という表記。これについては、御指摘のとおりで、基本方針である以上、「重要である」というよりは、「何々を図る」や「何々をする」というのが本来であろうということは、私どもも認識している。

その中で、国の計画が「重要である」という書き方が多いので、それを引きずっているところもあるが、今、御指摘のあった部分、居住を誘導する取り組みなどについては、こういう記載にさせていただいて関係課と調整をしているというところ。できるだけそのように書こうという意味を事務局としても持っている。どこまでできるかというところもあるが、そういった方向性は持ちたい。

最後の「多様な主体の参画による県土管理」のところの「国等が示す広域的な方針」で、県はどうなのかという御指摘、今のところは具体的なものを持ってはいないが、県としてどうかというところはあると思うので、御意見を承ったうえで検討させていただきたい。

国土利用計画と県の総合戦略、あるいは総合戦略以外にも産業利用など、いろんな県の計画を持っている。その辺の関係について、今、考えている点について説明をしたい。

国土利用計画（全国計画）では柱が三つある。一つは、人口減少社会を迎えてどうするのか。二つ目は、環境の観点。三つ目は、災害の観点から安全・安心をどうするのか。

そういう大きな柱がある中で、その中の人口減少社会について国の計画の認識としては、人口が減っていく中で国土をどう管理していくのかという観点からの計画であった。この国の計画に対して、これまで審議会の中でも、人口減少していく中であっても、やはり地域の活力、あるいは活性化という点からの国土利用があるのではないかという御意見をいただいたところ。

県の総合戦略の中でも、人口を減らさない取り組みも含んでいるので、人口が減ってきた場合にどう管理するのかということと併せて、どう地域の活性化を図っていくのかという、二つの観点から検討する必要があるだろうということで、今日、見ていただいている資料の中でも、県土を荒廃させない取り組みとともに、暮らしと産業を支える基盤づくりということの一つの柱に位置付けている。

そこで県の国土利用計画と総合戦略の関係だが、基本は、国の国土利用計画を基本として、そこに県域としての状況、総合戦略もあれば、産業構造もあれば、交通戦略などもある。そういう県の施策との整合を図っていくということで、県の他の施策もにらみながら、今回、県の国土利用計画の検討を進めさせていただいている。

○恩地議長

ほかの委員から、御意見はないか。区分けの仕方や柱立てなど。

○畑山委員

「自然環境と美しい景観等の悪化」の中に、「自然生態系の活用による防災・減災対策の推進も必要」と書いてあるのですが、資料3-1を見ると、第5次全国計画の方にも同じような文言がある。資料3-1の4ページ、一番右カラムの下から8行目ぐらい。

県計画案に、これに対応したようなかたちで書かれているが、これに対応する下側の基本方針がどれなのかよく分からない。国の計画も、これに対応したものは何なのかよく分からなくて、県もそのところは突っ込んだことを書いていないのだが、「自然生態系の活用による防災・減災対策の推進」というのは、いったい何を指していて、具体的な方針を入れるとすれば、どういうことを文言に入れるべきなのか。

○事務局

国の計画から引いているというのが現実であり、具体的な部分が検討しきれていないということがある。

○畑山委員

私も分かっているわけではないが、山の保水力のようなことを言われているのではないか。自然系の方から言うと、森林保全をしっかりとすることで、土砂災害や豪雨災害への対応というのが、減災効果が出るという話もあったりする。

特に、今、森林管理がずさんになっていて土砂災害が増えているというところもある。これを読んで、私もこうだと言いきれるわけではないが、少なくとも、そういうところぐらいはあたるのかなと思った。

もしそうだとするなら、森林管理の話は別のところで出てくるが、複合的な施策の中に入っている話ではないかと思うので、その辺につなげてもらうようなかたちに方針を出しておいてもらえれば、これに対応する何かと言われたら、ここですと言えるのではないか。それ以外もあるのであれば、少し調べていただいて、追加をしていただけるとありがたい。

○恩地議長

直感的には、そんなイメージがあるが、もっとほかにたくさんありそうな感じがするので、調べておくように。

○事務局

今の話も含めて、確認する。

○花房委員

正解かどうかは分からないが、自然系、特に琵琶湖について、例えば、山から水が流れてきて琵琶湖の水位が1メートル上がると、琵琶湖に注いでくる川が逆流をするという話も聞く。

そうすると、周辺の下水設備、マンホールが持ち上げられて新しい災害が起こるということも含めると、周りの里山と言うか、植林ではなく山の生態系を元に戻す、実のなる木をどんどんつくって行って、葉っぱの散る木を植えていく。自然生態系で、琵琶湖の水位の調整も同時に図っていくということも含まれているのかなと感じた。

もう一つ、人口減少が一番大きく出ているが、人口が減少すれば社会が悪くなるということでもないと思う。例えば、人口200万人の県と100万人の県で、100万人の県は不幸ということではないと思う。100万人の県は100万人の県なりのやり方がある。

その中で、人口は同じ141万人でも、その中身、年代別の人口分布が相当変わってきているのではないかなと。それによって、例えば、「安全・安心」では、オープンスペースの確保とか、その地域にどれだけ高齢者が集まっているのかによって避難の仕方も違うだろうし、農林水産業での担い手についても、担い手の世代が少ないのか、ある程度の高齢者にも担い手の一部をやっていただくのかということも含め、全ての分野において、もうちょっと年代別の方針みたいなものが入っていたらいいのかなとも思った。

○事務局

年齢構成のことを書いているのは、資料3-1の1ページ、「生産年齢人口は減少しており」という部分。

これは県全体での構成を書いているが、それぞれの地域にどういう年齢構成の方がいらっしやるか、農業に関しては、比較的に高齢化が進んでいるというデータもあるが、そういったことも含めて、集団の中の年齢構成がどうなのか、そのことによって、どういう対策が必要かということはあるかと思う。

国土利用計画の中は、非常に範囲の広い計画なので、個別の集団について詳細に書くのは難しいのかなと思うが、検討させていただければと思う。

○恩地議長

時間の都合もあるので次に行きたいと思う。こういった御意見については、7月の審議会で検討を予定している素案に反映していただく。

続いて、本日に検討を行う、「地域類型別の県土利用の基本方向」と「利用区分別の県土利用」ということについて、事務局より説明をお願いしたい。

(資料2・4-1・4-2により事務局説明)

○恩地議長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等をお願いします。

○谷畑委員

審議会に対して諮問がされ、それに対して答申としてお返しをするわけだが、先ほどからの議論もすべて事務局との応答だけで終わっていて、審議会としての議論というのがあまり深まっていないような気がする。

先ほどから、例えば、地方分権の話や、県の覚悟・気概の話であるとか、人口減少と県土の荒廃抑止の問題とか、そういったことを話しているのは、この県計画をつくった後に、各市町とのあつれきというところが想定されるから。

その際に、国においては、国土利用計画と国土形成計画をリンクさせながら、どういったところを強みとしておいて、そこで弱みをカバーしていこうかということを考えていると思うが、県の場合は、国土利用計画をつくって、それは総合戦略の一環なんだという説明の仕方。あくまでも総合戦略は施策を抜き出した東にすぎない。

滋賀県の国土利用計画をつくった際に、おそらく先ほどからの話では、人口が減っていくから、その土地のお守りができなくなるから集約をして、その集約をした地域同士をネットワークをつないでいくという方向性と、もう一つは、集落が大事であって、中山間地の荒廃をなんとか抑えていかなければならないという、二律背反することが総花的に書いてあるわけです。

そのところを、この審議会で県の方向性を力強く本当に打ち出したときに、滋賀県として各市町とどういのかたちで対峙をされるのかなと。例えば、防災であるとか、琵琶湖の生態系であるとか、そういったことを取り出せば、おそらく大津では、これ以上は開発をやめろというようなお話。例えば、環境に配慮するとか、人口減少に対して効率化をしていこうと言えば、例えば、米原とか長浜では開発するなという話に、具体的につながっていく可能性がある。

その際に、今お示しいただいたのはあくまでも類型別の方向性なので、あまりこれを議論する余地はないと思うが、答申をした後、県はどれぐらいの思いを持って考えていくの

か。

先ほどから、人口減少で総合戦略をつくったと、それで進めていかなければならないとおっしゃっているが、それと各市町との整合性をどう担保していくのか。前回、地方の権限はある程度は市町に下りるという話もさせていただいて、計画を立てるところと許可を出すところの不整合が出てくるので、そこをどうするのかという疑問があったのでお話をさせていただいた。

そういったところは、事務局では答えにくいところではあると思うが、検討して、どこまでの覚悟を持って進めていかれるのかなという疑問を、参加させていただきながら思っていた。

私も市長会で出ているので、その先は、審議会に行っていたじゃないかということにもなるし、そこで間に入るのだろうと思うが、中途半端なかたちでどっちつかずになると立場としても非常に難しくなるので、県として、これをしっかりと本当に打ち出していくのか、あくまでも方向性だけというかたちなのか、事務局に聞くのも酷だろうと思うが。

○恩地議長

それを受けて、私の方も審議会での委員としての覚悟というか、どこまで県に求めていくのかということもおっしゃっていると思われるが、何か意見は。

○畑山委員 こう言われれば文句はないですというものがずっと並ぶ。これだけ羅列されると、一個一個を見ても、駄目ですと言いつらい話が並ぶが、国がこういう方針を出したというのはいいのだが、県としてどの辺に重点を置くかという話は全然ない。

あるものをやろうとすると、あるものはできなくなるというようなことが書いてある。国は、国土を全体的に見たときに、こういうことも必要だろうし、ああいうことも必要だろうと、地域によって必要なことを網羅的に書くという書き方をされているような気がする。

県にそれを下ろしてきたときに、そのまま引き継ぐだけでは駄目ではないかという気がする。だとすると、どこかに重点を置くような計画を立てないと、この第5次の計画でいったい何をやったんだという話になる。

こういう計画の中で、どこかだけを取り出して、どこかを捨てるということは、なかなかしにくいのではないかという気がするので、せめてどの辺を強調するかとか、どの辺に本気を出すかと。

国は、こういうことが重要だと、推進していかなくてはいけないと書いてあるのに、県は「やります」と書いているところもある。こういうのは姿勢がきれいに見えるので、そういうのを随所にちりばめないと、この先、いったい本当に何をやっていこうと思っているのか分からないのではないかなという気がした。

○清水委員

僕は前回出ていないので基本方針のところの議論の詳細はよく分からないが、今回、基本方針のところから説明させていただいて、全国計画をたぶん見られて、滋賀県さんがやっ

ておられるいろんな施策を網羅されて、よくつくられたなと思うが、全体で見ると滋賀県の特徴がどこにあるのかなど。

全国計画は普遍的なかたちで整備されるが、滋賀県は滋賀県としての特徴があって、その特長を生かして、滋賀県はここに重点を置くんだ、こうやるんだということを前面に出さない。わずかに、琵琶湖が、水質がみたいに、少しずつ出てくるが、それも取って付けたようで。滋賀県だから、これをやるんです。資料にも地図がいろいろ付いているが、そういうものがあつた方がいいのではないか。

そうしないと、県の計画がなくてもいいのではないか。ほかの施策で網羅されているから、べつに県計画で特に書かなくてもいいかたちになってしまうと思った。

○丹羽委員

ずっと聞いていて、かなり項目が多いのかなというのが正直な意見。もちろん全部をやらなくてはいけないというか、やったらやっただいい方向性に向かうと思うが、ほかの方も言われたように、何を優先するんだとか、何を重点にするんだというのは、ある程度方向性は決めておかないと、全部が中途半端になってしまうのかと思った。

滋賀県らしさというのにも必要なのではないか。そうしないと、この審議会の意味がなくなってしまうのかなと思うので、もうちょっと的を絞った方がいいと思う。これを県民が見ても、何が書いてあるんだ、何がしたいんだとなるのではないかと思うので、重点項目をもう少し絞った方がいいと思った。

○佐伯委員

すでに複数の委員がお示しになったところと重なり合っているが、私の手元には法律の条文を持ってきているので、そちらを見ながら申し上げたい。

国土利用計画法7条2項には、「都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする」とあり、全国計画による強い拘束を受けて県計画がその具体化を図るというニュアンスとは異なる書き方となっているため、他の委員の方がすでにおっしゃっているように、滋賀県ならではの特色というものをできる限り出すことが望ましいということになる。

私自身、いろいろジレンマを感じているが、本審議会が答申の対象とする県計画というのは、例えば、極端なことを言えば、「都市計画法」に基づく用途地域の決定のような、相当具体性が高く、地権者らの権利義務に一定の変動を及ぼす計画とは異なるタイプの、抽象度の高い計画と思われる。

従って、例えば、県知事や、あるいは市町村長などの行政庁が具体的な措置を行うときに、いずれ出来上がる県計画に書かれているところにどの程度拘束されるかという、その拘束性もやはり弱いところがある。

では、具体性や抽象性の程度をどの程度のところに落ち着けて、かつ、本県としての適切な特色を出すためには、いったいどうしたらいいかというので、誠に悩みどころではないかと思う。

あと1点、国土利用計画法7条3項には、「都道府県は、都道府県計画を定める場合には、

あらかじめ」、本審議会のような合議制の機関の意見を聴くほか、「市町村長の意見を聴かなければならない」とあるので。

この審議会での意見を聴取すると同時並行的に、行きつ戻りつしながらでも、滋賀県なら市町の意見をいろいろ聴取なさっていると思うが、そちらの手続きは、いったいどういうふうになされているのか。

これは、交渉事でもあって話せませんというところもあるだろうと思うが、差し支えない範囲で紹介いただければありがたい。

○恩地議長

今の点だけ説明をお願いします。

○事務局

法律に基づき市町村長の意見を聞くという部分については、計画がある程度出来上がった段階で知事名で文書を出して、市町長名で返していただくという手続きがあるが、それだけではなくて、それ以前の段階、これは予定だが、ある程度素案がまとまった段階でもやりとりはさせていただく。

現在においても、審議会資料などは基本的に市町に提供し、御意見があればいただきたいというかたちで照会もしている。また、4月になると市町の担当者会議というものがあるので、法律的な手続き以外にも、そこで議論をさせていただくなど、順次行っていく予定をしている。

○崎山委員

東京都や大阪府、京都府となると、国土としては都市という部分かなと思いますが、滋賀県というと、大きな湖がありますし、山林の方も多いのではないかと思います。都市よりも、農山地、農山漁村。その辺が一番、水の部分と農山漁村の方を重点的に挙げていった方がいいのではないかと。

私は障害者の団体から来ていて、土地の利用計画というところで、社会の中で一番弱い高齢者や子どもであったり、障害のある人が、本当に安全で安心できるような国土の利用計画というところをお願いしたい。

午前中、草津市の社協の会議に出ていて、草津市が滋賀県では人口が、前の国勢調査のときからでも、かなり増えている。たぶん県下で一番たくさん増えたのではないかと。

だから、南部の人口増加と湖北の方の人口減少という二極化の中で、安全・安心を同じようなレベルで考えるというところでは、もう少し考えていかなければいけないのかなと思う。

都市部では、草津市でしたら、南草津駅の周辺はバリアフリーが進んでいるが、湖北では、まだまだバリアフリーとはいかない。

でも、広々とした自然の中で、皆さんがゆったりとした気持ちで過ごされているというところでは、いいところもある。そういうよいところを生かしていけるような計画を、あと5年、10年と、先を見ながらの計画でありたいと思っている。

○恩地議長

崎山委員も個別の政策のところまで踏み込んでご提案いただいている。それが、この審議会でどこまで提示できるかという、そのさじ加減というか、覚悟の問題というか。

行政的には、担当部署がそれぞれあるので、そこもすみ分けをしていかないといけないということがあるのだろうが、この審議会としてももう少し、これまでできなかったことをできるようにするとか、そのような覚悟をして臨むことができるのかどうか。また、われわれはどう臨むのかという話を、今、捉えている。

事務局としても、どうでしょうか。

○事務局

事務局としての思いを述べさせていただくと、3分割にした資料がある。国の計画があって、今回、県の計画としようとするもの。それから、前回の計画がある。

今の段階においては国の計画を基本としてつくるとなっているので、国の計画を左側に置いて、右側に県の従来のもを置いて、県として引き継ぐべきものは引き継いで、そこに新たな要素も付け加えさせていただいて真ん中をつくっている。

国土利用計画は、県の他の計画、基本構想、総合戦略、ほかに各分野別の計画もがあるが、その各分野別計画の土地利用の部分については、一つの指針となるものなので、ほかの計画も横にらみをしながらというかたちで作成をしてきている。

もう1点は、県がこの計画をつると、市町は県の計画を基本として市町の計画をつくっていただくということになるので、市町にも、御意見が反映できるように、一定この審議会で素案というかたちでまとめていただいたら、それを基に市町との意見交換などもやりながら、最終的には、法律で市町の意見聴取というのがあるので、それについては最後の段階で意見聴取をさせていただくが、市町とも意見交換しながら進めていきたいと考えている。

この中で議論をしていただいたように、いかに滋賀らしさを出すか、滋賀県として何が大事なのかという点がある。その点については、まず県内の市町の状況を見ても、それぞれ地域事情がある。また、市の中でも地域によって差がある。そういった地域の事情を、ある程度踏まえられるようにということで、ある意味、網羅的な内容になっている。

国もそういうかたちになっているかと思う。これまで検討していく中で、いかに滋賀県らしい事情を整理してきて、それが国の基本方向の中で、どこに触れられているだろうということを考えていくと、どこかに何らかのかたちで触れられている。

その結果が本日の資料の裏側で、滋賀県独自の部分として波線のアンダーラインを入れさせていただいたところだが、実はあまりない。そういう意味で、国の計画もよくできているな、網羅的にされているなと感じている。そこで滋賀県らしさを出すために、優先順位をどうするかは、まだ少し悩んでいるところなので、このあたりは審議会でも議論いただけたらと思う。

○谷畑委員

県は人口減少に大変なインパクトがあるので、今後、持続可能な県土を築くために、その際に国土利用計画をどのように位置付けていくかということが大事なんだろうと思う。

その意味で、まず総合戦略というのを最初に出してきて、県の活力を維持しつつ、荒廃しないようなかたちの国土の保全を考えていこうというのが、この根底にあるんだろうと思う。

その際に、やはり集中するところと、集中したところでカバーをるところと、明確に分けられないと思うが、たぶん一定の方向性というのが出てくるのではないかなと。

それが、この検討スケジュールの中にある、今後に出てくる地域別の県土利用の基本方向とか、利用区分ごとの規模の目標であるとか。ただ、そういったところが具体的に出てくるので、今後、おそらく各市町がまちづくりを進めていくというところとぶつかってしまうのではないのかなということが1点。

もう一つは、具体的に利用区分別の県土利用の基本方向で言うと、4-2の3ページで言うと、(イ)の工業用地のところ、全国計画から引き継いだというお話があり、「工場の新規立地に際しては、工場跡地の活用を優先することとし」と書いてあるが、例えば、今、県が竜王町の岡屋で造成している大規模工業団地は、山の中に工業団地をつくって、県の国土利用計画とは少し趣が異なるなど。

そういった中で、各市町が同じように、工業用地も住宅地もそうだが、都市的基盤整備をしていきたいといったときに、どこのあたりをよりどころとするのかということになってこようかと思う。

例えば、ここで一つ提案ですと、工場跡地の活用を優先すると言っても、おそらく今は滋賀県内に工場跡地がほとんどないと思う。これをそのまま残しておく必要があるのかどうかということであるとか。

それから、4-1に戻って恐縮だが、1ページ目の一番下、国の全国計画においては、都市防災において地震に起因する火災について書いてあるだけではなく、豪雨等に対する浸水対策ということもあるが、県の計画案の方には浸水対策等については触れられていない。今日、参考資料で付いている地図の中には想定浸水深等の地図も付いているので、そういったところも少し配慮いただいたらいいのかなと思った。

○恩地議長

佐伯委員にも指摘いただいたように、緩くつくることもできるが、そうではなくて、ここで議論をしたことについては、全部じゃなくても、いくつか柱になりそうなところについては、市町や国とのコンクリフトもあるかもしれないけど、それを乗り越えて強く打ち出していくというぐらいの覚悟はしないといけないんじゃないかなというのが、なんとなく全体としての総意になるのではないかな。

その辺を意識して覚悟して柱を立てていただくということを審議会としては求めるということでもよろしいか。滋賀らしさをこの審議会で発揮できるようにしていきたいということでもいかせていただきたい。

(3) その他

○恩地議長

それでは、次に「その他」について事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

(参考資料2により事務局説明)

○恩地議長

今の説明につきまして、御意見、御質問はありませんでしょうか。前回の審議会で問題になった点について、県の状況を教えていただいた。

○清水委員

法律で規制されている部分は規制の対象になるが、中間部分というか、どこかでアセスをするということはできないか。

○事務局

ソーラーパネルを直に置いても開発許可が要らないので、アセスにかかることはまれになる。

大きな面積になると、かかるケースもあるとは思いますが、そこまでの事業者はいないと考えている。

○恩地議長

そういったことについても、何か県土、土地利用についての政策があってもいいのかもしれないが、それもまた覚悟の問題。

○事務局

現状、国土利用計画は、「設置に対して配慮する」というのを書いている。

○安田委員

滋賀県は歴史的資産が多い場所だと思う。だから、範囲を広くして、そこからは、それ以外につくらないとか、そういう制限は、それぞれ各市町に委ねてもいいのかなとは思いますが、滋賀県全体としても制限を、ある程度はした方がいいかなと思う。

○事務局

草津市では、条例の中で、琵琶湖岸の景観形成の重点地域や伝統的な沿道の景観区域を指定して、そこは届出が必要ということをやっている。

新たな規制ということについては、今後、県としても研究していくという部分になる。今のところはまだ何もないと思うが、そういったことも踏まえて検討していくと思う。

○恩地議長

土地利用として、規模的にも大きいので、この辺の問題についても柱にしていくという覚悟をするかどうかという話もあるかもしれない。

ほかに御意見がないようでしたら、これで終わらせていただきたい。

以上をもって、本日予定されていた議事は全て終了した。円滑な議事進行に協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しする。

(4) 閉会

謝辞（澤田県民活動生活課長）